

大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見

(公財) 阪喉会

理事長 上西洋二

I. (公財) 阪喉会の禁煙活動

1. (公財) 阪喉会とは

1) 昭和24年設立、昭和47年“財団法人”大阪府認可、平成20年“公益財団法人”内閣府認可。

2) 法人の目的

(1) 喉頭がん等のため、喉頭摘出手術を受けて、音声・言語機能を失った者に、代用音声による発声練習の指導、人工喉頭などの斡旋

(2) 喉頭がんの一次予防としての禁煙運動事業

2. 禁煙運動

1) 運動を始めた経緯

喉摘者に対する社会の援助に対するお礼として、“たばこ”の害が無くなる為の運動を展開する。

2) 運動の内容

(1) 5月31日の国際禁煙デーに、禁煙内容のティッシュ配布などのキャンペーンを実施(“たばこ”の害のPRと健康保険利用の禁煙治療の紹介など)

(2) 禁煙講話の実施。小、中、高、専門学校、保健所などが対象。(“たばこをやめて幸せを。禁煙により幸福な人生を自分の意志で決めることが出来る。”ことを強調)

(3) 受動喫煙防止などを含めた府条例制定のお願い。(障がい者団体大阪評議会への要望事項として提案)

3) 運動の経緯

昭和58年5月3日、大阪城前広場で定期総会前に禁煙パレード実施。

(国際保健機関が禁煙活動を取り上げるより前)

平成元年5月31日 国際禁煙デーにティッシュ配布による禁煙キャンペーンをJR大阪駅前で行った。その後、場所は大阪モノレール千里中央駅前、南海電鉄金剛駅前を追加

平成11年 禁煙活動を会の目的として定款(寄付行為)に追加。

II. 受動喫煙防止対策について

1. 改正健康増進法に対し、大阪の実情に応じた、成果のある条例でなければならない。

2. 文化、経済等の国際的な交流上、国際的な禁煙社会とする必要がある。(米、ロ、中国の3大国を始め世界の主要国は屋内禁煙の生活習慣を持っている。)

3. 対策実施に対する支援

喫煙場所や喫煙室の選定や設置、条例実施に伴う“たばこ”販売店や料飲店の転廃業など、対策実施に伴う法制の応援、費用の助成を行う。

(この為、既存の組織を横断したプロジェクトなどを設置、活用する)

以上